

氏名	西岡 弥生 (学籍番号 12DS02)
学位の種類	博士 (社会福祉学)
学位記番号	第 3 号
学位授与年月日	2017 年 3 月 8 日

論文題目 「心中による虐待死」の子ども家庭福祉研究
ーファミリーソーシャルワークの必要性ー

論文審査担当者	委員長	川上 昌子	教授
	委員	大友 信勝	教授
	委員	染谷 俣子	教授
	委員	石川 瞭子	教授
	委員	宮前 珠子	教授

論文要旨

1. 研究の背景

子ども家庭福祉の領域には未だ検証及び研究が十分になされておらず、未然防止策も不全な状況の領域が多く存在する。親の「心中」企図による子どもの死亡も例外ではなく、その時代の社会の歪みが子育て家庭に集約され顕在化した悲劇といえるだろう。厚生労働省（2005）は児童虐待の防止等に関する法律（以下、児童虐待防止法）の 2004 年の改正をうけ、全国の児童虐待による死亡事例等の分析ならび検証を開始した。第 8 次報告では「心中」による死亡を、「心中による虐待死」と呼称を変更し虐待死に位置づけた（厚生労働省 2012b）。その数は子ども虐待死全体の約 4 割で推移し、多くは母親によって企図される。要因分析を困難にしている背景に情報収集の難しさがあり、実態が捉えきれない状況が続いている。また、親が子どもを殺害した後に自殺を図る「心中による虐待死」という現象は、児童虐待防止法で定義された虐待の 4 つの概念（身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・ネグレクト）では捉えにくく、現行の支援枠組みでは危機介入を逸する事態が生じやすい構図がある。

2. 研究の目的

本研究の目的は、「心中による虐待死」発生に至った家族の生活状況と母子をとりまく支援者側の状況を検討することによって、未然防止の方策を提案することにある。具体的には、事例研究では、まず、「心中」企図に至った「家族の生活上の問題」を検討し、家族危機形成プロセスと「家族の関係性」の問題を明らかにする。次に、関係機関の関与状況を検討し、母親を支援する機能について明らかにする。さらに、質問紙調査によって、支援者側の「心中による虐待死」に関する認識を検討し、支援現場の実態を明らかにする。最後に、未然防止策として、ファミリーソーシャルワーク（以下、FSW）の必要性と具現化についてのべる。

3. 研究方法

事例研究の対象は、WEB 上で公開された自治体報告書の「心中による虐待死」11 事例中子どもの殺

害に母親が関与した 9 事例である。まず、「家族の生活上の問題」を二重 ABC-X モデル(危機理論)及び三角関係モデル(ボーエン理論)を援用し分析した。次に、関係機関の関与状況では、関与の全体像を二重 ABC-X モデルを援用し分析した。さらに、児童相談所と福祉事務所を中心とした関与状況を、関わり・問題点・課題の 3 つの観点から分析した。一方で、質問紙調査の対象は、全国の保健所(495 か所)、全国の精神保健福祉センター(69 か所)、A 市精神科医療機関(273 か所)、B 市精神科医療機関(29 か所)の計 866 か所である。20 項目選択肢質問では量的分析を行い、自由記述 1 項目では質的内容分析を行った。

4. 分析結果

9 事例の家族の生活状況では、まず、母親が原家族で「子の損傷」の病理を抱え、現在の家族生活で「喪失体験」から「悲哀の病理」に陥り家族機能を崩壊させた経緯が明らかになった。また、「心中による虐待死」のパターンとして、葛藤巻き込み型・後追い型・見捨てられ不安型の 3 類型が見出された。次に、関係機関は主に母親の精神保健上の問題に関与し、対応の中心は精神科医療機関と母子保健担当部署であることが示された。加えて、児童相談所と福祉事務所が子育て家庭の生活困難に対応しきれず、ソーシャルワーク(以下、SW)機能が発揮されない実態が明らかになった。一方で、選択肢質問紙調査では、支援者が「心中による虐待死」の背景に「喪失体験があると認識している」ことが示唆され、「喪失体験」に「家族機能の自己破壊感」が関連することが見出された。自由記述からは、対象者のニーズに既存の支援枠組みがかみ合わず、困難を抱えた母子が支援の隙間に抜け落ちる実態が示唆された。

5. 考察

「支援」と「介入(措置)」がセットになった児童虐待防止対策の支援システムは、母親が自身の苦しさを支援者に理解してもらえず、子どもとの生活を公権力の侵入によって脅かされるおそれを感じ接触そのものを回避するといった、偽解決の構図を生む可能性がある。「心中による虐待死」の未然防止策は、家族機能へ介入する FSW の「オルタナティブな語り」への支援である。具体的には、FSW 専門職であるファミリーソーシャルワーカー(以下、FSWer)が、家族の「自己破壊念慮」や「自己破壊既往歴」に注意を払いながら母親に寄り添い、母親の「成功体験」を掘り起こし、「人生の語りなおし」を励ます支援である。FSWer が多職種連携の要となり母子を地域生活者として支え、関係性のなかで未然防止を行う。また、母親が望む「子どもと一緒に暮らせる日常生活」を維持するため、FSW では子育て家庭の生活基盤を保障する経済的支援(貧困対策の SW を含む)と養育者の精神保健上の問題への支援(医療を主としない)も行う。したがって、FSW の具現化には、子育て家庭の地域生活を支える社会福祉・精神保健福祉・保育に関する知識が必須となる。さらに、それらを共通基盤としたうえで、家族の全体像を捉える際の理論的枠組みに家族療法の家族システム理論を活用し、実際の介入ではナラティブ・アプローチの援助技術を用いて支援を行う。

6. 結論

「心中による虐待死」を企図した母親の精神保健上の問題の背景にある「家族の生活上の問題」として、「子の損傷」と「喪失による悲哀の病理」による母親の状態像を明らかにした。また、「心中による虐待死」3 類型を見出した。一方で、調査対象 9 事例に対しインタビュー協力者が 12 名と、データが量的に十分とはいえ汎用性の限界が考えられた。今後は、調査対象を広げ未然防止策の一般化に向けチェッ

クリストを作成する。さらに、「心中による虐待死」を社会問題として捉え多様な角度から検討すると共に、現象の理論化を試みたい。

論文審査の結果の要旨

2004年の「児童の虐待の防止に関する法律」の改正以降、つまり比較的近年において、母子心中が身体的虐待、性的虐待、ネグレスト等と並ぶ児童虐待のひとつの種別とされるようになった。また、問題の特性から内容の実態を捉えることが難しく、社会福祉学会におけるこの領域の研究の蓄積はまだ非常に少ない。そのような学会の研究状況の中で、子どもの虐待死の4割を占めるとされるその量の多さに鑑みても児童福祉の重要な課題であるとして、西岡は博士論文のテーマとして着目し取り上げている。西岡のこのテーマへの取り組みは貴重である。

重要な側面として、第一に心中による虐待死にいたった「家族の生活状況」、第二に母子を取り巻く「関係機関の対応のあり方や認識」の二つの側面をあげ、母子心中にいたる要因を探っている。研究の将来的な目標として未然防止策のツールを開発できることとしている。

家族の生活状況については、経済的側面や精神疾患の状況をふまえつつ、母の育ちの過程における喪失体験、そこから生じる悲哀の病理、心中による虐待死に至るプロセスについて、家族関係を構造的に、9事例と事例数は少ないが、実に丁寧に分析している。関係機関としては社会福祉関係である福祉事務所、児童相談所の9事例における対応の実際、そして精神科医療機関や保健所、精神保健福祉センター等の母の喪失体験に対する精神不安への対応機関における心理専門職者や保健師等の母子心中にたいする認識について実態調査を実施して現状を把握している。

それらをふまえて、問題の児童家庭福祉の観点からの把握が重要であること、ファミリー・ソーシャルワーク、およびファミリー・ソーシャルワーカーの機能および対応が求められることを結論している。

母子心中への対応策に向けての一定の示唆がなされていること、それが丁寧な分析に裏づけられていることから、審査員全員の賛意の下に合格と決定された。